

ここに紹介する平成25年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したものである。

5 画像診断 (続き)
(1) 歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影

歯科エックス線撮影(全顎撮影の場合)において、歯科エックス線写真の整備及び保管状況に不備が認められたので改めること。

- ア 診療録に直接添付していた。
- イ 撮影日の異なる複数枚のエックス線写真を一つのエックス線フィルムの保管袋等に入れていた。
- ウ エックス線フィルムの保管袋等に撮影部位の記載がなかった。
- エ エックス線フィルムの保管袋等に患者の氏名の記載がなかった。
- オ 保険医療機関及び保険医療費担当規則9条で定められた期間(3年)内で画質が劣化していた。

歯科パノラマ断層撮影において、画像の黒化度が過剰な事例が認められたので、適切な画像が得られるよう機器の設定及び撮影手技を改めること。

歯科パノラマ断層撮影において、撮影目的が不明確なエックス線写真撮影が認められたので、必要性を考慮の上、適切な画像診断を選択すること。

歯科エックス線撮影に係る写真診断の所見の診療録への記載内容が不十分であったので適切に記載すること。

歯科パノラマ断層撮影に係る写真診断の所見

- ア 診療録への記載内容が具体性を欠いていたので適切に記載すること。
 - イ 別紙に記載しており不適当であったので診療録に適切に記載すること。
- 算定要件を満たさない画像診断に係る一連の費用を算定していたので改めること。
- ア 歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)において、歯科エックス線写真を保険医療機関及び保険医療費担当規則9条で定められた期間(3年)内に紛失していた。
 - イ 歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)において、画像が不鮮明で

保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の医科と歯科の新規指定分を紹介している。1月1日付は、歯科1件。(氏名敬称略)

25年度 歯科 個別指導指摘事項④

診断に使用できなかった。
ウ 歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)において、診断に必要な部位が撮影されていなかった。

算定要件を満たさない歯科エックス線写真の診断料を算定していたので改めること。

ア 歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)の実施に当たって、写真診断の所見を診療録に記載していなかった。《単純撮影(その他の場合)及び特殊撮影(歯科パノラマ断層撮影)でも同様指摘あり》

イ 単純撮影(その他の場合)の実施に当たって、同一部位につき同時に2以上のエックス線撮影を行ったものを所定点数の100分の50に相当する点数により算定していなかった。

ウ 単純撮影(その他の場合)の実施に当たって、一連の症状を確認するため、同一部位に対して撮影を行ったものを所定点数の100分の50に相当する点数により算定していなかった。《歯科エックス線撮影(全顎撮影以外の場合)の実施に当たっても同様の指摘あり。》

算定要件を満たさない電子画像管理加算を算定していたので改めること。

ア 単純撮影(その他の場合)の実施に当たって、同一の部位につき、同時に2種類以上の撮影方法を使用した場合であって一連の撮影とみなされるものに加算を算定していた。

6 歯周治療

(1) 検査、診断

歯周病の確定診断が不正確であり慢性歯周炎であったものを誤って急性壊死性潰瘍性歯肉炎としていた。

算定要件を満たさない歯周基本検査を算定していたので改めること。

- ア 歯周基本治療の治療効果を判定する上で歯科医学的に妥当性を欠く時期に実施していた。
- イ 以下の必要な検査の結果を診療録に記載していなかった。

- ・ 1点法以上の歯周ポケット測定
- ・ 歯の動揺度検査
- ウ 1月以内に2回以上の検査を行ったものを所定点数の100分の50に相当する点数により算定していなかった。
- エ 必要性に乏しい歯周基本検査を実施していた。

歯周基本検査の実施に当たって、以下の検査結果の正確性に疑義が生じたので、適切な手技で検査すること。

- ・ 1点法以上の歯周ポケット測定
 - ・ 歯の動揺度検査
- 歯周基本治療実施後に歯周病検査を実施せずに治癒の判断をしていたので、歯周病の予後の判断は歯周病検査の結果に基づいて行うこと。

2回目以降の歯周病検査の実施に当たっては、検査結果に基づき、治癒の判断、治療計画の修正、又は歯周組織の変化の比較検討を行うこと。

歯周精密検査について算定要件の理解が不足していたので改めること。

歯周外科手術後の創傷治癒の機序から不適当と認められる時期に歯周病検査(歯周精密検査)を実施していたので、適切な時期に実施すること。

(2) 処置、手術

歯周疾患処置

ア 算定要件を満たさない特定薬剤料を算定していたので改めること。

・ 歯周ポケット内への薬物注入に当たって歯周疾患処置を算定せずに特定薬材料のみを算定していた。

機械的歯面清掃処置

ア 算定要件を満たさない機械的歯面清掃処置を算定していたので改めること。

・ 歯科疾患管理料若しくは歯科疾患在宅療養管理料を算定していない患者に算定していた。

・ 機械的歯面清掃処置を行う以前に算定した歯科疾患管理料若しくは、歯科疾患在宅療養管理料が算定要件を満たしていなかった。

イ 機械的歯面清掃を歯科衛生士が行った場合において、

- ・ 歯科衛生士の氏名を診療録に記載していなかったので、記載すること。
- ・ 歯科衛生士の氏名を診療録に記載すべきところ姓のみの記載であったので、氏名を記載すること。

歯周基本治療

ア 歯周病検査の結果に基づく治癒の判断、治療計画の修正、又は歯周組織の変化の比較検討が不十分であり、計画性を欠く歯周基本治療(スケ-リング・ルートプレーニング)が行われていたので改めること。

歯周病安定期治療

ア 歯周病安定期治療の治療方針が明確にされていなかったため、開始に当たって行った歯周病検査の結果に基づいて計画的に実施すること。

イ 算定要件を満たさない歯周病安定期治療を算定していたので改める

こと。
・ 歯周病安定期治療の開始に当たって、患者への文書による治療方針等に係る情報提供を行っていなかった。

歯周外科手術
ア 算定要件を満たさない新付着手術を算定していたので改めること。

・ 歯根面と歯肉を緊密に接触するように縫合しておらず、新付着手術として取り扱うことが適当でない手術に算定していた。

イ 歯周外科手術(新付着手術)の手術内容について診療録への記載内容が、不十分であったので適切に記載すること。

歯周病患者の補綴治療

ア 十分な歯周基本治療を実施せずに最終補綴物を装着し、その後同部位に対して歯周基本治療(スケ-リング・ルートプレーニング)を行っていたので改めること。

(3) その他

歯周病の原因の除去のために必要な歯周基本治療等を行うことなく、急性症状時の対症療法として投薬のみを繰り返していたので、診療方針を改めること。

7 処置

(1) う蝕処置

算定要件を満たさないう蝕処置を算定していたので改めること。

・ 支台築造を行った時のう蝕処置の費用を算定していた。

(2) 咬合調整

歯冠形態修正において診療録に記載が必要な以下の事項について記載内容が不十分であったので適切に記載すること。(歯冠形態の修正箇所)

歯冠修復物を装着した歯に対し咬合調整を実施した後に比較的短期間で歯冠修復物の除去を行っていたので、咬合調整の実施に当たっては必要な咬合診査を行い、これに基づいて計画的に実施すること。

算定要件を満たさない咬合調整を算定していたので改めること。

- ・ 同一初診期間中1回に限り算定できるものを重複して算定していた。
- ・ 保険診療として算定が認められた処置のいずれにも該当しないものに算定していた。

(3) 歯内治療

算定要件を満たさない加圧根管充填加算を算定していたので改めること。

ア 根管充填後に歯科エックス線撮影で気密な根管充填が行われていることを確認していなかった。

以下6面に続く

名称	診療科名 1	郵便番号	所在地	電話	開設者・管理者 2	従事 3	病床	指定日 4
有明歯科	歯 小歯 歯外	399-8302	安曇野市穂高北穂高2777番2	0263-88-8689	個人・内川 剛	常勤1	無	2015/1/1

1診療科名は略記載。 2開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 3従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 4指定期間は指定日より6年。